

---

プロジェクト	後発事象に関する会計基準の開発
項目	第 545 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 545 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 17 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 監基報 560 実 1 の移管方法の検討

2. 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報 560 実 1」という。）の移管についての事務局提案の方向性に賛成する。会計監査人設置会社に対する後発事象の基準日及び特例的な取扱い（以下「会計監査人設置会社の取扱い」という。）は特殊性が高く、企業会計基準の中で会社法に基づく計算書類等に関する事項を定めるのは一般的ではないと考えられるため、会計監査人設置会社の取扱いについては、実務対応報告で定める方が良いと考える。
3. 原則的な取扱いと会計監査人設置会社の実務上の取扱いを書き分けることについては賛成する。ただし、企業会計基準と企業会計基準適用指針のセットで基準を開発することが一般的であることに加えて、実務対応報告は企業会計基準がない分野についての当面の取扱いなどを定めていることとの関係も踏まえると、企業会計基準と企業会計基準適用指針の組合せの方が適切ではないかと考える。
4. 会計監査人設置会社の実務上の取扱いを実務対応報告で定める場合、適正手続規則を字義通りに解釈すると実務対応報告の役割を超える可能性があると考えられる。この場合、実務対応報告として開発した理由を結論の背景で記載しておく必要があると考える。また、今後も類似した事例が多数あると予想される場合には、適正手続規則自体を改正して実務対応報告の役割を広げることを検討することも考えられる。
5. 審議資料(4)-2 第 1 項(1)の「制度ごと（監基報 560 実 1 のように会社法の取扱いと金融商品取引法の取扱いごと）に会計処理等の定めを設けるかどうか」という目的に対して、第 13 項(1)の事務局の提案は直接的に対応していないと考えられるため、記載を工夫していただきたい。

## 監基報 560 実 1 の移管の対応案

6. 開示後発事象の例示を継続的に更新することは難しいと考えられること、監基報 560 実 1 の付表 2 にも例示が含まれていることから、これらを合わせて、後発事象会計基準の公表時点の記載として補足文書に移管することが適当であると考ええる。
7. 事務局の対応案に基本的に賛成する。ただし、連結子会社等の決算日が連結決算日と異なる場合、修正後発事象又は開示後発事象のいずれに該当するかについて判断が難しいことがある。連結子会社等に関する後発事象については、実務上、監基報 560 実 1 に基づき、発生した事象の実質的な原因が当該連結子会社等の決算日時点で発生しているかどうかで判断していると考えられるため、このことが会計基準において明確になるように移管方法をご検討いただきたい。
8. 事務局の対応案に異論はない。ただし、最近の基準開発では重要性について言及されないことがあるが、監基報 560 実 1 では、「重要な」後発事象とされている点に意味があるため、今回の会計基準の開発で「重要な」との表現を引き継ぐことになるのか確認したい。

以 上